

インフルエンザ警報を解除しました

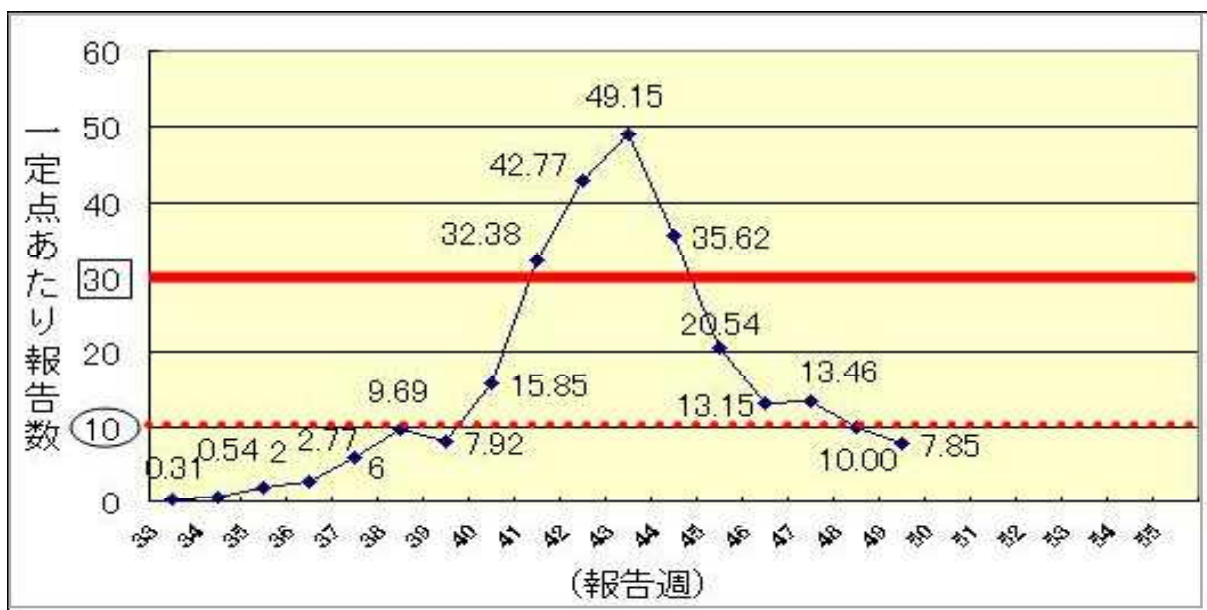
平成21年12月10日(木)
旭川市保健所健康推進課
連絡先 26-1111 内線2954

旭川市内のインフルエンザの流行状況：第49週（11月30日～12月6日）

本市では、平成21年第41週（10月5日～10月11日）に、一定点あたり報告数が32.38人に達し警報の基準値（30人）を越えた為、インフルエンザ流行発生警報を発令しましたが、第49週（11月30日～12月6日）、一定点当たりの報告数が7.85人と減少し、流行発生警報の継続基準値（10人）を下回ったことから、警報を解除しました。

しかし、インフルエンザは全国的にも依然として流行しているため、引き続き十分な注意が必要です。特に、妊婦、基礎疾患を有する方等は重症化する可能性が高いことから、軽症であっても早期にかかりつけ医療機関を受診してください。

インフルエンザ流行状況【第33週(8/10～8/16)以降～】



流行発生注意報：基準値 10 ()

流行発生警報：開始基準値 30 (), 継続基準値 10

注) 新型インフルエンザと従来の季節性インフルエンザを区別することは困難ですが、現在のところそのほとんどが新型インフルエンザと考えられます。

【参考】(インフルエンザ注意報・警報とは)

厚生労働省・感染症発生動向調査事業の一環として、インフルエンザ定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数を週ごとに把握、集計し、過去の発生状況をもとに基準値を設け、保健所ごとにその基準値を超えると注意報や警報が発令されるシステム。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを、流行発生後であればその流行がまだ終わっていない可能性があることを示しており、警報は大きな流行の発生、継続が疑われることを示します。

発令基準は、注意報については1一定点あたりの受診患者数が1週間で10人を超えた場合、警報については同じく30人を超えた場合に発令され、警報発令後は1一定点あたりの受診患者数が10人を超えると警報が継続されます。

インフルエンザ警報・注意報についての詳細は、国立感染症研究所感染症情報センターのホームページでご覧になれます。(<https://hasseidoko.mhlw.go.jp/Hasseidoko/Levelmap/flu/index.html>)

全道のインフルエンザ流行状況は北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/501/map.html>)